

市児童相談所の整備について

1 基本構想

(1) 基本構想について

今回の基本構想では、市として、子どもたちの安全で安心な生活を守るとともに、健やかな成長と発達を支援し、複雑化・多様化する現代社会において子育て家庭に寄り添い支えるため、市児童相談所の設置を目指すこととしています。また、増加する児童虐待相談を背景に、住民に最も身近な相談窓口として、虐待の未然防止や早期発見に努めるとともに、虐待の初期対応から在宅支援まで、一貫した支援体制の構築に向け、市児童相談所の基本方針や施設整備の基本的な考え方を示しています。

この度、有識者による検討会で取りまとめた基本構想（案）に係る市民の皆様から頂戴したご意見（パブリック・コメント）の結果を踏まえ、基本構想を策定しました。

(2) 船橋市児童相談所基本構想策定検討会委員名簿

第4回会議 委員名簿

		氏名	カナ	所属・肩書き等
	1	宇佐美 政英	ウサミ マサヒデ	国立国際医療研究センター国府台病院 子どものこころ総合診療センター長 児童精神科診療科長
	2	内田 徳子	ウチダ ノリコ	柏綜合法律事務所 弁護士
	3	大塚 佳子	オオツカ ヨシコ	にじの空クリニック 院長（精神保健指定医）
◎	4	柏女 霊峰	カシワメ レイホウ	淑徳大学 総合福祉学部 社会福祉学科 教授
○	5	川崎 二三彦	カワサキ フミヒコ	子どもの虹情報研修センター センター長
	6	竹下 利枝子	タケシタ リエコ	船橋市家庭児童相談室 家庭児童相談スーパーバイザー
	7	本間 敏子	ホンマ トシコ	児童養護施設 おんちよう園 園長
	8	松本 歩美 (旧姓 村社)	マツモト アユミ	船橋青い空こどもクリニック 院長（小児科医）

◎：会長 ○：副会長

(50音順)

(3) 船橋市児童相談所基本構想策定検討会等の実施内容

	期日	議題内容
第1回検討会 (書面会議)	令和2年5月18 日～5月29日	・船橋市児童相談所基本構想策定 検討会について ・基本構想(案)(前半)に対する意見について
第2回検討会	令和2年8月11 日	・基本構想(案)前半部分について ・基本構想(案)後半部分について
第3回検討会	令和2年10月19 日	・基本構想(修正案)について
パブリック・ コメント	令和3年5月1日 ～5月31日	・基本構想(案)に対する意見募集
第4回検討会	令和3年7月2日	・基本構想(案)及びパブリック・ コメントの結果について ・船橋市児童相談所の開設に向けた助言について

(4) パブリック・コメントの実施結果

募集期間：令和3年5月1日(土)から令和3年5月31日(月)まで
対 象：市内在住・在勤・在学の人および事業者等
結 果：11人の方から32件のご意見を頂戴しました

(5) 基本構想の概略

①現状と課題(概要)

現在、児童相談の取り組みにあたっては、虐待リスクの重さや求められる専門性により、県の市川児童相談所と市の家庭児童相談室で、役割を分担して行う二元構造により対応する仕組みとなっています。

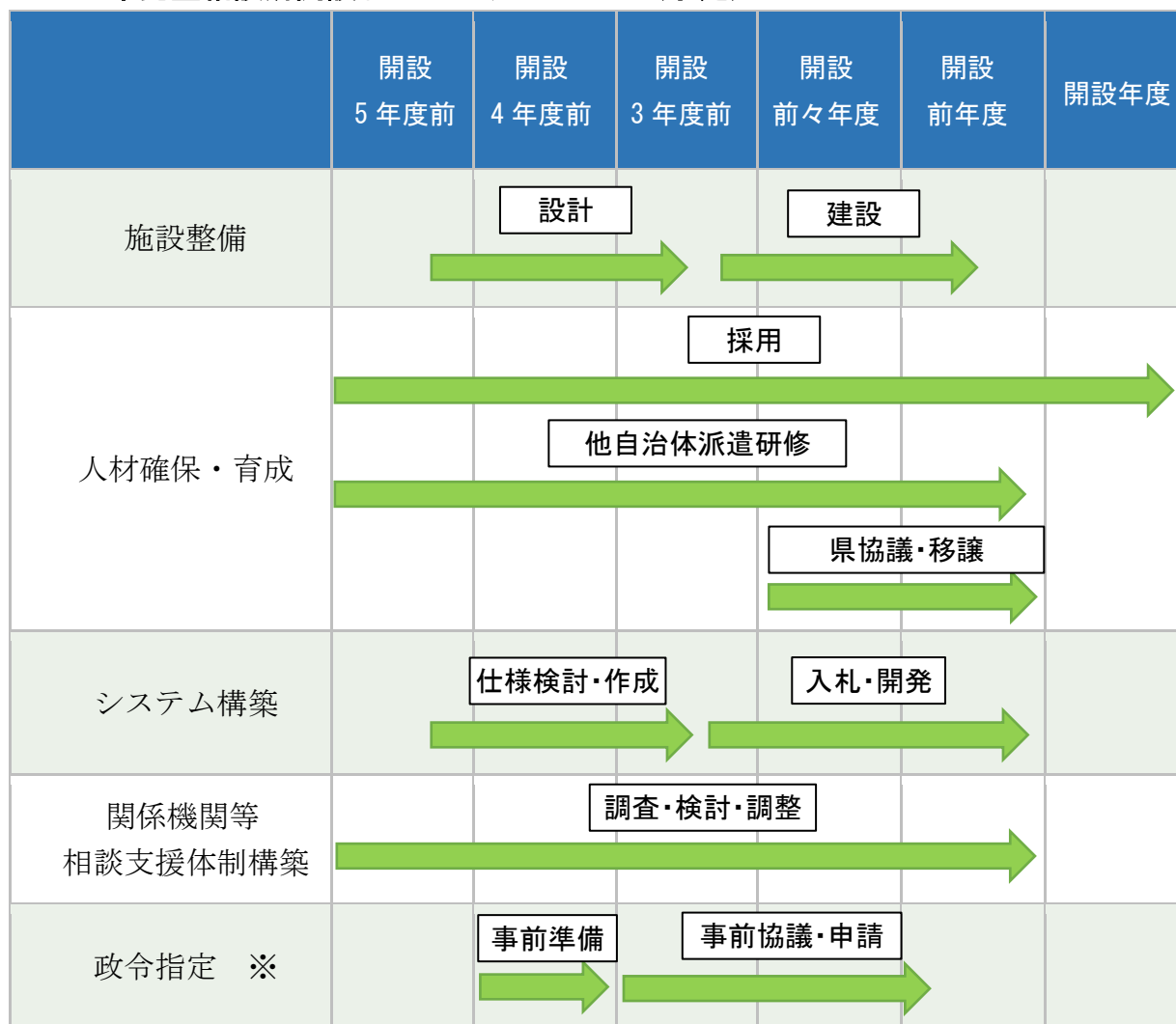
このことから、ケースを移管することになった場合は、一貫した支援が行えなくなったり、対応に時間を要する事態が生じたりすることがあります。また、両機関で緊急性の認識や支援方針が異なることもあります。

②基本方針・運営方針(概要)

市児童相談所の基本方針である目指す姿を「船橋の全ての子どもの安全で安心な生活を守り、健やかな成長と発達を切れ目なく支援する拠点」と決めました。

また、市児童相談所内に児童相談所部門と家庭児童相談室部門を設け、それぞれが柔軟に連携可能な体制を構築します。

2 市児童相談所開設までのスケジュール（予定）



※政令指定：中核市や特別区が児相を設置するためには、児童福祉法施行令において指定を受ける必要があり、事務遂行体制や都道府県との連携体制等をまとめた計画書と共に申請する。